

徳島県犯罪被害者等支援多機関ワンストップサービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県犯罪被害者等支援条例（令和2年条例第66号。以下、「条例」という。）の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等が直面している諸問題を解決するために必要な支援を、徳島県（以下、「県」という。）、徳島県警察（以下、「県警」という。）、公益社団法人徳島被害者支援センター（以下、「支援センター」という。）の三者（以下、「三者」という。）、県内の市町村、その他の関係機関・団体等（以下、「相談受付機関等」という。）が連携して途切れることのないよう実施する（以下、「多機関ワンストップサービス」という。）に当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例で使用する用例による。

2 この要綱における「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に定めるものをいう。

3 この要綱において「対象犯罪行為」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 別表の事件の種類欄に掲げる事件

(2) 日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為のうち、日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば、前号に掲げる事件に当たるもの

(支援対象者)

第3条 多機関ワンストップサービスにおける支援対象者（以下、「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、三者のうちいずれかが特に必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 犯罪発生時又は相談時において、下記のいずれかに該当する者

ア 県内で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県内に居住する者又はその遺族

イ 県外で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県内に居住する者又はその遺族

ウ 県内で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県外に居住する者又はその遺族

(2) 相談受付機関等に相談を行った者のうち、多機関ワンストップサービスによる支援を希望し、三者が支援対象とすることが適当と判断した者

2 次のいずれかに該当する場合は、支援対象者としなない。

(1) 犯罪被害者等が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合

(2) その他、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

(犯罪被害者等支援調整会議)

第4条 県は、犯罪被害者等に対し、多機関ワンストップサービスによる支援を行うために、犯罪被害者等支援調整会議（以下、「支援調整会議」という。）を設置し、県生活環境部消費者政策課に事務局を置く。

2 支援調整会議は、第7条に定める支援コーディネーターのほか、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 県生活環境部消費者政策課長
- (2) 県警警務部情報発信課犯罪被害者支援室長
- (3) 支援センター センター長
- (4) 個別の事案への対応を進める上で必要となる市町村の担当者
- (5) 三者の実務担当者
- (6) 前各号のほか、個別の事案への対応を進める上において、三者のいずれかが必要と認められた者

3 前項第1号から第3号までに掲げる者にあつては、支援調整会議の構成に当たり、それぞれ代理の者に代えることができるものとする。

(支援調整会議の開催)

第5条 三者において支援調整会議を開催する必要があると判断された場合、県は、速やかに支援調整会議を招集するものとする。支援調整会議開催後、改めて協議が必要な場合は、その都度開催する。

- 2 支援調整会議は、県生活環境部消費者政策課長が議長を務める。
- 3 支援調整会議の招集は文書によるものとする。ただし、緊急の必要性があるときは、電話等の方法により招集することを妨げない。
- 4 支援調整会議の開催及び資料は非公開とする。
- 5 支援調整会議の議事内容については、県において作成し、及び記録し、三者において共有する。

(所掌事務)

第6条 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者の置かれた状況やニーズの共有
- (2) 次条第2項第3号に定める支援計画案の確認及び協議
- (3) 支援計画の決定
- (4) 支援提供後の、次条第2項第7号に定める支援コーディネーターの面談等に基づく検証
- (5) 前号の検証に基づく支援計画の再調整の必要性に関する協議
- (6) 犯罪被害者が多数にわたるなど人の生命、身体に甚大な被害が及ぶ大規模な事案が発生した場合における緊急支援に関する協議

(支援コーディネーター)

第7条 前条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、支援コーディネーターを置く。

- 2 支援コーディネーターは、次に掲げる業務を実施する。
 - (1) 支援対象事案の三者への連絡・調整
 - (2) 支援対象者への面談等によるアセスメントの作成
 - (3) 支援対象者に対する支援計画案の作成

- (4) 支援計画に基づく具体的な支援サービスの提供に向けた関係機関との調整
- (5) 支援対象者への支援計画の説明
- (6) 支援対象者への支援の提供及び進捗状況の確認
- (7) 支援対象者に対する支援提供後の面談等
- (8) 支援計画の検証と見直し
- (9) 市町村の総合的対応窓口担当者等からの相談への対応

(多機関ワンストップサービス手続)

第8条 犯罪被害者等が相談受付機関等に相談し、多機関ワンストップサービスによる支援を希望した場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 相談受理と引継

相談受付機関等は、相談者から聴取した内容を基に、相談受理票（兼情報提供票）（様式第1号）（以下、「相談受理票」という。）を作成し、支援コーディネーターに個人情報を提供することの同意を相談者から得て、個人情報提供同意書兼犯罪被害者等支援調整会議開催同意書（様式第2号）（以下、「同意書」という。）を徴するとともに、速やかに相談受理票の写し及び同意書の原本を支援コーディネーターに交付し、聴取した内容を引き継ぐものとする。

個人情報を伴う書類の受渡しにあたっては、支援コーディネーターは、被害者等情報提供管理簿（受付用）（様式第3号）及び被害者等情報提供管理簿（送付用）（様式第4号）により受渡し状況を明らかにした上で、他の事案との混合を避けるため、支援計画番号を取得するものとする。

(2) 面談等の実施

支援コーディネーターは、支援対象者との面談等により状況を確認し、必要に応じて相談受理票を補記するとともに、アセスメントシート（様式第5号）によりニーズを把握するものとする。

(3) 支援計画の作成

支援コーディネーターは、前号の面談等により支援計画書（様式第6号）（以下、「支援計画書」という。）を作成するものとする。

(4) 支援調整会議の開催等

支援コーディネーターは、三者において支援調整会議の開催の必要性があると判断したときは、支援対象者から徴した同意書により、支援調整会議に個人情報を提供することの同意を確認の上、支援調整会議を開催するものとする。

(5) 犯罪被害者等への支援計画の説明

支援コーディネーターは、支援対象者に対して、原則として支援計画書を交付の上説明を行うものとする。

(6) 支援計画の検証

支援コーディネーターは、支援計画の進捗状況の確認のため、必要に応じて支援対象者に面談や電話連絡を実施するものとする。

また、支援調整会議において計画の検証を行った結果について、支援計画検証シート（様式第7号）を作成するとともに、必要に応じて支援計画の見直しを行うものと

する。

(7) 支援の終結

多機関ワンストップサービスによる支援の終結については、次のとおりとする。

- ア 支援計画に基づく多機関ワンストップサービスによる支援の提供から原則1年間の経過した段階で、三者が多機関ワンストップサービスによる支援の継続の要否について判断を行うものとする。
- イ 多機関ワンストップサービスによる支援を終結する際には、県は当該支援調整会議の構成員に対してその旨を報告し、支援コーディネーターは支援対象者に対してその旨と再相談が可能であること等を伝えるものとする。
- ウ 多機関ワンストップサービスによる支援を終結する場合でも、県は、支援提供中の関係機関・団体に対して、その後も必要な支援を提供するように依頼するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 相談受付機関等及び支援調整会議の構成員は、支援対象者の個人情報について、情報の漏洩等がないよう、その保護に万全を期すこととする。

2 犯罪被害者等の個人情報を適切に管理するため、次のとおり必要な事を定める。

- (1) 被害者及びその家族に関する氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号等の個人情報（以下、「個人情報」という。）を伴う書類にあっては、誤送信による情報漏洩防止の観点から、専用の鞆等に収納の上原則手渡しとし、簡易書留等による郵送（受け取り確認が可能なもの）や機密情報送付に対応したパスワード付き電子メール等による送付に限り可能とする。また、個人情報を伴わない書類であっても、本条に準じた取扱とする。
- (2) 書類等を送付する場合は、送付前に必ず作成者を含む2名以上の職員で確認した上で、送付することとする。
- (3) 個人情報を有する書類にあっては、執務中は机上に放置しない等関係者以外の者が容易に閲覧できないよう配慮するとともに、保管責任者を指定した上で、鍵のかかるロッカー等で保管することとする。
- (4) 支援調整会議で個人情報が記載されたものを配付する必要がある場合は、原則として会議終了後に回収し、廃棄するものとする。
- (5) 情報の共有を受けた後の機関及び団体内部における共有の範囲は、支援に関係のある職員に留めるものとし、不必要な写しの作成をしない等共有時の注意喚起を徹底する。
- (6) この要綱で定める各様式等関係書類の保存期限は、支援終了とみなした日（完結日）の属する年度の翌年度の4月1日から5年とする。5年を経過する前に、再度被害者等から希望、要望があった場合は、新たに希望、要望する支援を終了したとみなした日（完結日）の属する年度の翌年度の4月1日から5年とする。

(疑義の処理)

第10条 本要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、三者において協議の上、

決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区分 | 事件の種類 |
|--|---|
| <p>1 刑法（明治40年法律第45号）に定めのある罪に当たる違法な行為</p> | <p>（1）次に掲げる犯罪（未遂の規定のあるものは未遂を含む。）行為 ア 殺人 イ 強盗致死傷 ウ 逮捕及び監禁 エ 逮捕等致死傷 オ 略取及び誘拐 カ 人身売買 キ 傷害致死 ク 傷害のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの ケ アからクに掲げる犯罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害（PTSD等の精神疾患を含む。）を負ったもの （次号に掲げるもの及び2において事件の種類のカラムに掲げる事件に係るものを除く。）</p> <p>（2）性犯罪 （刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）</p> |
| <p>2 交通事故事件</p> | <p>（1）交通死亡事故 （2）交通事故（全治3か月以上の傷害を負った事故に限る。） （3）自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に定める危険運転致死傷罪に当たる事件（無免許運転による刑の加重がある場合を含む。）（全治1か月以上の傷害を負った事故に限る。）</p> |
| <p>3 その他</p> | <p>上記に準ずる行為で、相談受付機関等が必要と認めた事案</p> |